

規制・制度の見直し一覧

要望事項				関係省庁回答欄		事務局評価	進捗状況
種類	事項名	要望内容	関係法令等	改善案(省庁名を記入してください)	いつまでに実施するか・効果(現状との数値比較等)		
太陽光	①電気主任技術者による定期点検のあり方に関する柔軟な検討	電気主任技術者の外部委託範囲を1MW未満から2MW未満に引き上げる検討の中で、その要件として、太陽電池発電所の受変電設備の点検頻度について、1回/月～3か月にすることが併せて検討されている。その場合、点検費用が跳ね上がり、事業の継続が困難になる恐れがある。このため、電気主任技術者による点検頻度は、設備の故障実績データなどに基づき、必要最小限とする。	電気事業法施行規則第53条第2項第5号、経済産業省告示第249号	<p>【経済産業省】</p> <p>①パネルとパワーコンディショナーの点検頻度については現状(2回以上/年)のままとする。</p> <p>②全量買取制度での設備形態において新たに点検頻度を設定する必要のある太陽電池発電所用の受変電設備については、基本的に他の受変電設備と同一機器であり信頼性に差がないため、他の受変電設備と同様の点検頻度(1回以上/1～3ヶ月)が必要と考えられる。しかしながら、全量買取制度の導入の経緯の中で、その扱いに混乱が生じているため、周知期間及び準備期間を確保するため、平成26年3月末まで適用を猶予する。</p> <p>③一方で、太陽電池発電所における受変電設備と相当規模の受変電設備の調査から、太陽電池発電所の受変電設備について、適切な点検頻度の在り方を平成25年内に再検討し結論を得ることとした。検討に際しては、他の受変電設備との差異の有無、経年劣化による故障率、遠隔監視技術等による保守点検の可能性、事業者の負担などを考慮し、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度となるよう配慮する。</p>	<p>電気主任技術者の外部委託範囲引き上げ(1MWから2MW)については、平成25年6月措置。</p> <p>これは、高圧連系のメガソーラーをほぼ全てカバーできる範囲の緩和措置である。</p> <p>受変電設備の点検頻度の再検討については、平成25年内検討結論、結論を得次第措置。</p>	<p>○</p> <p>・適切な点検頻度の在り方に関する検討において、事業者にきめ細かく実態や意見を聴き、主任技術者による点検以外の手法も含め、合理的な規制手法を検討した上で、実際に、最小限の点検頻度となる方向で検討されることを確認することが必要。</p>	<p>①経済産業省告示第249号の改正(平成25年6月28日施行・公表)において明示し、引き続き同様の点検頻度とする。</p> <p>②経済産業省告示第249号の改正(平成25年6月28日施行・公表)において適用を平成26年3月末まで猶予した。</p> <p>③昨年12月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において、太陽電池発電所の受変電設備は、その使用状況等を鑑み、他の受変電設備に比べて僅かではあるがリスクが小さいとの判断に至り、当該結果を踏まえ、太陽電池発電所の受変電設備に係る点検頻度を見直す旨、了承されたところ。現在、告示改正作業中(平成25年度内施行予定)。</p>
風力	②風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置	現在、個別の風力発電所・変電所ごとに電気主任技術者の選任が求められているが、免許保有者数が限られていることから、風力発電の新設に必要な主任技術者の確保が困難な状況にある。このため、複数の風力発電所・変電所を統括する事業場について電気主任技術者を選任できるよう、制度運用を見直す。	電気事業法第43条、同施行規則第52条第1項、第56号	<p>【経済産業省】</p> <p>法令上の用語である「直接統括する事業場」について、どのような場合に複数の風力発電所・変電所を統括する事業場と認め得るかの基準を明確化し、その認定を容易とする。</p> <p>基準の明確化に当たっては、設備規模や運用箇所数、距離、技術員の配置状況、遠隔監視機能、点検及び事故時の対応などの実態に基づき、具体的な基準となるように検討する。</p>	<p>平成25年度上期目途で措置。</p> <p>これにより、多くの場合これまで設備ごとに1名ずつの電気主任技術者の選任が必要であったのが、今後は一定の要件を満たす場合には「直接統括する事業場」として認定でき、複数の風力発電所・変電所について1名の選任でよくなるため、風力発電事業のコスト削減に寄与する。</p>	<p>○</p> <p>・事業者にきめ細かく実態や意見を聴き、例えば、一律に規模で上限を課すなどにより、大規模な風力発電所に適用できないなどといったことがないよう、ニーズに合った基準となることを確認することが必要。</p>	<p>産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成25年9月27日付け20130920商局第1号)」の改正を行い、「直接統括する事業場」と認め得る基準を明確化した。(平成25年9月27日施行・公表)</p>
風力	③風力発電に係る環境アセスの迅速化	風力発電事業は環境アセスの対象となっているため、4年余りの期間と1億円を超える費用を要する。このため、関係自治体や国による意見の提出、動植物や生態系の調査等、審査のための各手続きを併行して行うことにより、環境アセスに要する期間を概ね半減させる。	環境影響評価法	<p>【環境省、経済産業省】</p> <p>①環境省及び経済産業省は、自治体の審査と同時並行で審査を行う等により、国の審査期間を短縮する。</p> <p>②環境影響評価法対象事業に係る個別案件の都道府県による審査期間及び短縮化できている事例の調査を実施し公表するとともに、最も短縮化できている事例を目安として各都道府県が目標を設定して審査期間の短縮に努めるよう促すための技術的な助言(通知)を行う。</p> <p>また、環境省及び経済産業省は、国におけるこれまでの審査状況(審査のポイントや環境大臣意見の内容など)の紹介や「風力発電施設の環境影響評価に関する参考事例集」の作成・配布等により、様々な機会を通じて自治体の審査期間短縮に係る取組を促す。</p> <p>③環境省は、「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」により、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報の収集整備を行う(モデル地区の拡大、自治体からの公募等、事業の拡充を検討中)。</p> <p>④経済産業省及び環境省は、事業者による環境影響調査の前倒し・並行実施を促進するための方策を検討し、必要な措置を講じる。</p> <p>⑤経済産業省は、風力発電事業の環境アセスメント(調査・予測・評価)手法に係る知見等を整理し、手引き等において示す。</p>	<p>①順次実施。従来、方法書以降の手続で実質150日程度であった国の審査期間を最大45日程度まで短縮。</p> <p>②(上段)平成25年6月中旬に実施。</p> <p>(下段)順次実施。</p> <p>③平成24年度から実施済み。通常1年程度必要となる環境調査(現地調査)が省略可能(モデル地区で風力発電事業を行う場合)。</p> <p>④平成25年度に検討し、結論を得次第実施。環境調査(現地調査)を風況調査や配慮書手続等と同時並行で行うことで、環境アセスメント期間を大幅に短縮させることが可能。</p> <p>⑤平成25年度検討開始、結論を得次第実施。国や自治体での審査の迅速化や事業者の負担軽減に資する。</p>	<p>○</p> <p>・「期間半減」という目標がある中、自治体の審査期間がどれだけ短縮するかが不明確。今後、左記の措置にとどまることなく、都道府県の審査について、期間半減を含め、具体的な短縮目標の提示に向けた検討を行うことが必要。</p>	<p>①平成25年6月の規制改革実施計画閣議決定後、風力・地熱発電所の審査において、環境影響評価図書の一部である方法書及び準備書の審査実績があるが、経済産業大臣の方法書の審査(実績18件)については平均14.24日(従来30日程度)、経済産業大臣及び環境大臣の準備書の審査(実績1件)については17日(従来90日程度)での審査となっており、先行して実績を積んでいる火力発電所リプレースと同等の審査期間の短縮が実現できている。</p> <p>②環境省は、平成25年6月20日に全都道府県に対し、最も短縮化できている風力発電所の審査の事例を目安として各都道府県が目標を設定して審査期間の短縮に努めるよう「風力発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」を发出した。</p> <p>また、環境省は、平成25年7月5日に風力発電に関する環境省の審査のポイント等を整理した「風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて」を、平成25年6月に「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」をそれぞれ公表。</p> <p>③平成25年度「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」において、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報を収集整備するモデル地区を拡大し、自治体からの公募を行いながら実施している。</p> <p>④環境アセスメントの手続における環境影響調査を前倒し、他のプロセスと同時並行で進める実証事業を実施することとし、そのための予算を経済産業省から要求し、予算案として閣議決定(平成26年度予算案20.0億円)。</p> <p>⑤これまでの風力発電事業に関する環境アセスメント審査の実績や事業者の意見等を踏まえ、風力発電事業の環境アセスメント(調査・予測・評価)手法に係る知見等を整理し、「環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針(内規)」に審査ポイント等を追加。現在、内規改正作業中。</p>

小水力	④非かんがい期等における発電水利権の取得の簡素化	農業用水路など、発電以外の目的で取水された水を流している水路について、当該目的に通常使用されている最大取水水量までの流水であれば、水路使用上、大きな問題は生じない。このため、農業用水路において、非かんがい期など流水量が減らされる時期にも従属発電以外に小水力発電を行おうとする場合、発電水利権の取得手続を簡素化する。	河川法第23条、同施行規則第11条	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合、次のような簡素化措置を講じ、1月以内に周知徹底します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて、生態系や景観への影響調査を省略することができること ・地域の実情に応じて、取水施設等の構造図等を省略することができること ・地域の実情に応じて、河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できること ○ 地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供してまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「事業者の求めに応じて」河川流量や河川環境の調査結果を積極的に提供とあるが、事業者はどのような調査が行われたかどうか分からないければ、調査結果の提供を受けることができないため、調査を行った場合には、地方整備局等が積極的に結果の公表・普及を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合の水利使用許可手続の簡素化については、地方整備局及び都道府県等に対し、「取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データや河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用できること」等の通知を发出(平成25年7月1日)するとともに、地方整備局・事務所及び都道府県等の河川管理担当者に対し、本件を含む小水力発電に係る簡素化措置の説明会を行い(平成25年7～8月)、周知徹底を行った。 ○ 「小水力発電設置のための手引き」(平成25年8月)においても、「取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データ又は河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用できる」等の簡素化措置を記載し、国土交通省ホームページにおいて周知している。 ○ 河川流量や河川環境のデータについて、国土交通省ホームページから入手できるようにするとともに、地方整備局や事務所においても小水力発電の相談があった場合は、積極的に提供できるデータを提示し、小水力発電のプロジェクト形成を支援している。 	
小水力	⑤慣行水利が設定された水路における発電水利権の取得手続の簡素化	河川法に基づき許可された水利権が設定された水路等に設置される小水力発電については、その発電水利権の取得手続が大幅に簡素化されてきた。他方、河川法に基づく許可によらず、慣行により認められてきた水利権が設定された水路等に設置される小水力発電については、新規に発電水利権の許可を得るための調査や手続が必要とされている。このため、慣行水利下であっても、現状以上の取水を行わない形での小水力発電については、許可水利に従属する小水力発電並みに手続を簡素化する。	河川法第23条	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度を少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理した上で、法施行時(公布から6月以内)までに周知徹底いたします。 ○ 慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可についても、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理した上で、法施行時(公布から6月以内)までに周知徹底いたします。 ○ 地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供してまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「事業者の求めに応じて」河川流量や河川環境の調査結果を積極的に提供とあるが、事業者はどのような調査が行われたかどうか分からないければ、調査結果の提供を受けることができないため、調査を行った場合には、地方整備局等が積極的に結果の公表・普及を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化については、農林水産省と連携して整理した上で、地方整備局及び都道府県等に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ・登録制の対象とする場合に従属関係を確認するための慣行水利権に基づく取水量等の調査方法について、「慣行水利権に基づく取水地点において、少なくとも1年間、5日に1回取水量を計測することで足りること」 ・新規の水利使用許可における許可手続について、「取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データや河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用できること」などの通知を发出(平成25年12月11日)するとともに、河川法改正に係る説明会(平成26年1月)を通して地方整備局・事務所及び都道府県等の河川管理担当者に対し、周知徹底を行った。 ○ 平成25年12月に「小水力発電設置のための手引き」を改訂し、慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について記載し、 <ul style="list-style-type: none"> ・登録制の対象とする場合における従属関係を確認するための慣行水利権に基づく取水量等の調査方法について、「慣行水利権に基づく取水地点において、少なくとも1年間、5日に1回取水量を計測することで足りること」 ・新規の水利使用許可における許可手続について、「取水地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データ又は河川環境データの調査結果を添付書類として活用できる」などについて記載し、国土交通省ホームページにおいて周知している。 ○ 河川流量や河川環境のデータについて、国土交通省ホームページから入手できるようにするとともに、地方整備局や事務所においても小水力発電の相談があった場合は、積極的に提供できるデータを提示し、小水力発電のプロジェクト形成を支援している。 	
小水力	⑥豊水時に取水する場合の水利手続の簡素化	水力発電所の最大取水量は水利使用規則に定められており、融雪等により河川の流量が増した場合にも、最大取水量を超えて取水することができず、流水エネルギーが無駄になっている。このため、設備容量に余裕のある水力発電所において、取水環境が変わらないなどの条件を満たせば、最大取水量を変更するための水利手続を簡素化する。	河川法第23条、同施行規則第11条	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備容量に余裕のある水力発電所において、最大取水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要があるが、河川環境や河川使用者への影響に変更がない取水環境の場合、変更に関する事項を記載した図書を添付すれば足りることについて、早急に周知徹底いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すみやかにお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備容量に余裕のある水力発電に係る水利使用変更許可手続の簡素化については、地方整備局及び都道府県等に対し「河川環境や河川使用者への影響に変更がない場合、申請者に求める添付図書は変更に関する事項を記載した図書にとどめること」とした旨の通知を发出(平成25年7月1日)するとともに、地方整備局・事務所及び都道府県等の河川管理担当者に対し、本件を含む小水力発電に係る簡素化措置の説明会を行い(平成25年7～8月)、周知徹底を行った。 ○ 「小水力発電設置のための手引き」(平成25年8月)においても、「設備容量に余裕のある水力発電において最大取水量や最大使用水量を変更する場合について、河川環境や河川使用者への影響に変更がない場合、申請の際に必要な添付資料は変更に関する事項を記載したもので足りる」旨を記載し、国土交通省ホームページにおいて周知している。 	
小水力	⑦小規模ダム水路主任技術者選任の柔軟な検討	現行規定上はダム水路主任技術者は、500kw未満の場合は、「高卒以上の土木工学を履修した者」を選任する必要があり、以下のとおり改正する。 ア)新たな施設(ヘッドタンク、導水管)の設置を伴わない場合、土地改良区が管理している既存の農業用水路を活用し、かつ、当該改良区が既存の施設と一体的に発電施設を管理し、既に認められている最大取水量の範囲内で小水力発電(500kw未満)を実施する場合には、選任を不要とする。 イ)新たな施設を新設する場合土地改良区が既存の施設と一体的に発電施設を設置、管理し、既に認められている最大取水量の範囲内で小水力発電(500kw未満)を実施する場合には、「高卒以上の土木工学を履修した者」の枠内に「農業土木工学を履修した者」を加えることとする。	電気事業法第43条第2項、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)2(2)	<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 全国土地改良事業団体連合会から説明を受けその管理実態等を確認できたため、土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とすべく検討する。 イ) 500kW未満の水力発電所については、大臣の許可を受けることにより、免状交付を受けていない者からダム水路主任技術者を選任できる。今後は、農業土木工学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ア) 平成25年度内措置。 イ) 平成25年度内措置。これにより、農村地帯等での人材不足の解消につながり、小水力発電設備の設置が容易となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すみやかにお願いしたい。 	産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会(平成25年12月17日)でア、イ)共に了承された。現在告示等改正作業中(平成25年度内施行予定)。

小水力	⑧極小規模ダム水路主任技術者選任不要要件の緩和	ダム水路主任技術者は、現行規定上、200kw未満、かつ流量が1m3/sec未満の場合は、選任は不要となっている。この要件について、新たな施設を新設する場合は、土地改良区が既存の施設と一体的に発電施設を管理する場合には、1m3/secの要件を削除し、発電設備の最大出力(200kw未満)のみを要件とする。	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項の表、経済産業省告示第38号(平成23年3月14日)第1条	【経済産業省】 全国土地改良事業団体連合会から説明を受けその管理実態等を確認できたため、土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とすべく検討する。	平成25年度内措置。	○ すみやかにお願いしたい。 産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会(平成25年12月17日)で了承された。現在告示等改正作業中(平成25年度内施行予定)。
小水力	⑨小水力発電を運営する組織が親会社・子会社関係かの明確化	現行は、各々の小水力発電を運営する組織が親会社・子会社関係にある場合、一定の要件の下、一人の主任技術者が複数の発電所の主任技術者(電気主任技術者、ダム水路主任技術者)を兼任できる。土地改良区は、土地改良法における都道府県土地改良事業団体連合会(50人以上の電気主任技術者を有する)の会員である。このため、都道府県土地改良事業団体連合会の技術力を活用し、農業用水を活用した小水力発電を推進するため、土地改良区と都道府県土地改良事業団体連合会を親会社・子会社に関係にあると認める。	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第3項、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)4	【経済産業省】 都道府県土地改良事業団体連合会が「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に規定する「みなし設置者」となることにより、選任した主任技術者が近傍にある水力発電所を兼任できることを明確化する。	現行制度で対応可能であり、その旨速やかに周知する。	○ すみやかにお願いしたい。 平成25年6月24日に都道府県土地改良事業団体連合会の上部組織である全国土地改良事業団体連合会に通知した。
バイオマス	⑩バイオマス発電燃料が廃棄物であるかを判断する基準の合理化	バイオマス発電燃料が廃棄物であるかを判断する場合、自治体によって判断が異なっている。このため、バイオマス資源を有効に利用するため、判断の基準を合理化する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条	【環境省】 ①バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法について、一定の基準を通知する。 具体的には、 ・発電施設が求める品質を有すること ・需要に沿って計画的に生産・出荷されること ・適切な保管や品質管理がなされていること 等を明示する予定。 ②平成25年3月に、各自治体の判断に当たっての参考材料となることを目的として、「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を作成し、自治体に送付するとともに、環境省ホームページでも公表した。 この判断事例集について、ア)自治体に周知徹底するとともに、イ)判断事例集をより充実した内容にすべく、今後とも継続的な見直しを行い、都度周知することとする。 ③各自治体において判断が大きく異なることのないように通知するとともに、事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。	①②ア)③ 平成25年6月中旬に措置 ②イ)継続的に見直しを実施	○ 廃棄物該当性の判断が自治体ごとに異なる場合には、環境省が責任を持って見解を示すことが必要。(自治体任せにしない。) 自治体等に対し、「『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中旬に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(平成25年6月28日付け環境対発第1306281号、環境産発第1306281号)」により、①及び②ア)について、バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法及び判断基準等を示すとともに、改めて判断事例集※の周知を行い、また③について、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性に関する自治体間の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等に、事業者等からの相談を受け付ける全国相談窓口を環境省に設置した。 ※「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(平成25年3月27日)
バイオマス	⑪バイオマス資源の焼却灰の有効活用	ペレットボイラーで燃やしたペレットの灰は、事業活動に伴って生じた産業廃棄物とみなされ、地域の畑にまくことができない。このため、ペレットの焼却灰を有効活用するため、原材料の特性や実際の使用方法に即して「産業廃棄物処理基準」を改正する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条、同施行令第6条	【環境省】 ①専焼ボイラーの燃料として活用されている間伐材などを有効利用して製造された木質ペレットについては、それを焼した後の灰は、畑の融雪剤や土地改良材等として有効活用されているものもある。 このように、有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない灰は、産業廃棄物とはならない旨各自治体に通知する。 ②自治体間において判断が異なるような場合に事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。	①②とも平成25年6月中旬に措置	○ 判断が自治体ごとに異なる場合には、環境省が責任を持って見解を示すことが必要。(自治体任せにしない。) 『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中旬に講ずることとされた措置(バイオマス資源の焼却灰関係)について(平成25年6月28日付け、環境産発第1306282号)」により、木質ペレット又は木質チップを燃焼ボイラーで専焼させて生じた焼却灰の廃棄物該当性の考え方を自治体等に対し示すとともに、当該焼却灰の廃棄物該当性に関する自治体間の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等に、事業者等からの相談を受け付ける全国相談窓口を環境省に設置した。

エネルギーマネジメント	⑫既築マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡	既築マンションを高圧一括受電サービスに切り替える際、一般電気事業者が既設の受変電設備を撤去し、一括受電サービス事業者等が新たに設備を設置することが多く、一般電気事業者から一括受電サービス事業者等への譲受けは、そもそも認められないか、相対の交渉で決定されるなど、統一的な運用がなされていない状況にある。このため、高圧一括受電への切り替えの際、一般電気事業者の受変電設備等について、一括受電サービス事業者等からの求めに応じて譲渡させることを促すとともに、譲渡設備の品目等の考え方など、設備譲渡の基本的な考え方についてルール化する。	電気事業法第13条第1項、電気事業法施行規則第17条第1号	【経済産業省】 現在、東京電力が複数のサービス事業者との間で、譲渡を前提として詳細な調整を行っているところ。他の電力会社においても、当該結果を踏まえ同様の対応を行うことを確認している。必要に応じルール化を図りたい。	東京電力と複数のサービス事業者との間の調整が整い次第、他電力への展開を平成25年度早期に対応する。	○ ・東京電力以外の他電力においても、譲渡品目など適正な形で譲渡がなされるよう、注視が必要。	東京電力(株)において、複数のマンション一括受電サービス事業者等との調整を行い、受変電設備等の設備譲渡に必要となる社内基準を整備し、平成25年10月21日から適用しているところ。 また、当該状況を踏まえ、他の電力会社においても同様の社内基準の整備に向けた取り組みを実施。 今後、全ての電力会社においても、平成25年度内に社内基準の整備を完了する予定。
エネルギーマネジメント	⑬高圧一括受電マンションの高圧部分に関する点検	高圧一括受電マンションの(停電を伴う)設備点検については、原則1年に1回とされている。ただし一定の要件を満たす場合は3年に1回とすることが認められているが、停電を伴ってしまう。需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託する場合の住居部分の点検について、保安上の支障がないこと等の一定の要件を定め、これを充足するときは、停電を伴わない点検を認めるなど必要な措置を講ずる。	電気事業法第43条第1項、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	【経済産業省】 ①停電を伴わない点検方法の有無について、専門家の意見も踏まえ、技術的検討を行う。 上記の検討の結果、その実現が困難である場合には、御要望の趣旨に沿うように、要望者からの技術的アイデア等を踏まえ、点検間隔の延伸等の可能性について検討を行う。 ②高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備に対する停電点検について、3年に1回とできる詳細要件を、専門家や事業者の意見を踏まえて明確化する。	①平成25年度内検討結論、結論を得次第速やかに措置。 ②平成25年度上期措置	○ ・24時間の監視など、一括受電事業者の保安確保の取組実態を把握した上で、停電点検を必要としない一般電気事業者(電力会社)に対する規制内容を踏まえ、①にしているだけ早く措置すべき。	①現在、事業者や専門家の意見を踏まえ、停電を伴わない点検方法及び点検間隔の延伸等について検討中。平成26年3月開催予定の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において審議し、結論を得る予定。 ②「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成25年9月27日付け20130920商局第1号)4.(4)③イ括弧書きにおける停電年次点検の延伸に係る要件の明確化について」において3年に1回以上に延伸できる停電点検の要件を明確化した。(平成25年9月27日、経済産業省HPIに公表) http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/09/250930-2.html ②措置済み。(平成25年9月27日、経済産業省HPIに公表) http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/09/250930-2.html
エネルギーマネジメント	⑭特定供給の許可基準における自己保有電源比率の撤廃	地域単位でのエネルギーマネジメントの活性化のニーズが高まる中、需要の50%以上の自己電源の保有という要件が事業上の大きなネックとなって、電気事業制度上の「特定供給」(需要家一般ではなく特定の相手に対して電気を供給する事業)の許可が得られないケースが生じている。そこで、特定供給の許可基準における自己保有電源比率(需要の50%以上)の撤廃を行う。	電気事業法第17条第3項第1号、電気事業法施行規則第21条第3号、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等	【経済産業省】 電力システム改革の第2段階として、小売全面自由化を平成28年を目途に実施することとし、このために必要な法律案を来年の通常国会に提出する。小売全面自由化されれば、特定供給の許可がなくとも供給することが可能となる。それまでの間は、電力自由化を見据えた様々な事業者の取組や分散型電源の更なる導入を後押しする観点から、現行制度の枠の中で、自己電源保有比率について事業者の軽減につながる方策を柔軟に講じてまいりたい。	「特定供給」は、自家発電・自家消費に類する供給行為で、私的自治の範疇であるとして、需要の50%以上の自己電源保有を要件に、例外的に一般電気事業者以外の者にも、一般家庭を含む需要家への供給を認めている。 政府としては、空売り規制や情報開示等の消費者保護策を固めた上で、来年の通常国会に、小売全面自由化等のための電気事業法の改正案(第2段階)を提出する予定。 (注)なお、全面自由化には、低圧配電線の利用ルール策定や、電力会社の営業所の顧客管理システムの改修が必要であるため、その実施は3年後を目途としている。 ただし、小売全面自由化までの間も、具体的プロジェクトを検討中の事業者の意見を聞きながら、現行制度の枠の中で、自己電源保有比率について負担軽減につながる方策を講じることとしたい。具体的には、特定供給を検討する事業者等との協議も踏まえ、例えば、「自ら電源を保有しなくとも、特定の電源との契約により、需要家への電力供給が確実であれば、自己電源とみなす」「太陽光など自己電源の出力が不安定でも、蓄電池や燃料電池と組み合わせることで一定量の自己電源とみなす」「燃料電池については自己電源とする」等、自己電源についての考え方を明確化したガイドラインを作成・公表することとしたい(直ちに着手し、可能な限り速やかに実施)。また、これにとどまらず、今後も引き続き、特定供給を検討する事業者等との協議を行い、必要に応じて当該ガイドラインを見直してまいりたい。	○ ・回答では、各事業者にとって課題解決につながるものが明確になっておらず、現時点では十分な負担軽減策が示されているとは言いきれない。今後、事業者との協議結果を具体的に確認していくことが必要。	「特定の電源との契約により、需要家への電力供給が確実」となる具体的な条件(供給主体、契約期間等)について、特定供給を検討している複数の事業者の事業構想に応じた具体的な要望を聞きつつ、詳細な検討を行っているところ。 また、天候や季節等の自然条件により出力変動の大きな太陽光や風力については、特定供給を検討している事業者の具体的な運用データもふまえて、蓄電池と組み合わせた場合の自己電源としての出力を具体的にどのよう算定するかの検討を行っているところ。 個別検討事項についての結論を得次第、ガイドラインとして、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」の改正を行う。 同基準の改正案については、パブリックコメントを開始し、広く意見を募集した後、年度内に施行する。